

議案第54号

葛飾区保健センター条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成26年9月16日

提出者 葛飾区長 青 木 克 徳

(提案理由)

保健センターの見直しをする必要があるので、本案を提出いたします。

葛飾区保健センター条例の一部を改正する条例

葛飾区保健センター条例（平成10年葛飾区条例第54号）の一部を次のように改正する。

別表葛飾区小菅保健センターの項及び葛飾区高砂保健センターの項を削る。

付 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。